

令和 2 年度名古屋市教育委員会第46号議案

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

経済的理由によって修学が困難な者に対して支給する、高等学校等において修学するために必要な学資（奨学金）について、災害その他の特別な理由により家計が急変した世帯を受給対象とできるよう、規定を整備します。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市奨学金条例施行規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「令和2年度における」を削り、同項中「令和2年」を「奨学金の支給を受けようとする年（基準日の属する年をいう。）」に、「令和2年度に限り」を「当分の間」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市奨学金条例施行規則（抜すい）

改 正 案	現 行
附 則 1 ～ 2 （略） （受給資格の特例） 3 奨学金の支給を受けようとする者であって、その保護者等の<u>奨学金の支給を受けようとする年（基準日の属する年をいう。）</u>における収入が著しく減少した者のうち委員会が別に定める者については、<u>当分の間</u>、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、条例第 3 条第 4 号に規定する要件を備えている者とみなす。	附 則 1 ～ 2 （略） （<u>令和 2 年度における受給資格の特例</u>） 3 奨学金の支給を受けようとする者であって、その保護者等の<u>令和 2 年</u>における収入が著しく減少した者のうち委員会が別に定める者については、<u>令和 2 年度に限り</u>、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、条例第 3 条第 4 号に規定する要件を備えている者とみなす。

